

リサイクルステーション

- ◇とき 5月8日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外の場合は、お受け取りできません)
- ◇ところ 旧日本ラインシュロス駐車場(太田橋東側)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
- ◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール
⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・タバコ・トイレトペーパーのしんなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりますので回収しません)
⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します)
⑨アルミ缶 ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
⑫割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼けこげたばしは回収しません)
※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください

5月は
第2日曜日
です



マルチ商法、一定条件下 中途解約と返品ルール規定

窓口は… 消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111
(可茂総合庁舎内)
岐阜県消費生活センター
電話 058-265-0999



昨年(2016年)の11月11日に施行された特定商取引に関する法律(以下「特商法」といふ)の改正で、マルチ商法(注)については、クーリング・オフ期間経過後でも、一定の条件の下、消費者の中途解約が認められるとともに、返品ルールが規定されました。また、事業者がクーリング・オフを妨害した場合、クーリング・オフ期間が延長されるなど、民事ルールが整備されました。(注)もうけ話で、友人・知人をターゲットに会員を募集して、ピラミッド型に組織を拡大しながら商品やサービスを

販売する商法を「連鎖販売取引」通称「マルチ商法」といいます。

◇相談

4日前、親せきから「あと1件紹介すればランクが上がるため協力してほしい」と何度も頼まれたので、40万円のファック又付き電話機を買ったことにしました。しかし、高額であるし、家人から反対されたので解約を申し出たら「これは特別価格。今さら解約できない」と断られてしまいました。本当に解約できないのでしょうか。

◇処理

マルチ商法のクーリング・オフ期間は20日間なので、クーリング・オフが無条件解約できません。また、この相談者は販売員(親せきの〇〇)から「解約できない」とクーリング・オフを妨害されていますので、クーリング・オフができること記載された契約書面を受け取るまでは、クーリング・オフ期間の起算はされません。そこで、早急に販売業者にクーリング・オフ妨害があつた事実と契約解除する意

思を書面で通知するよう助言し、その結果、無事解約できました。

◇特商法改正のポイント

- ①マルチ商法の組織に入会後1年未満で商品の引き渡し後90日未満であれば、未使用分を返品して適性な額(最大10%の負担を除いた額)の返金を受けることができます。クレジット契約の場合は、クレジットの支払いも拒絶することができます。
- ②事業者がうそを言ったり脅したりしてクーリング・オフを妨害した場合には、その妨害がなくなるまでクーリング・オフ有効期間が延長されます。

消費者への アドバイス

- ①マルチ商法は、主に友人・知人を対象に勧誘するため、一度トラブルになると信頼関係が失われます。
- ②「簡単にもうかる」「夢の実現」などのうまい話には乗らないようにしましょう。
※消費生活で困ったことがありましたら早急に最寄りの相談窓口に相談してください